

修士

**令和5年度九州大学大学院法学府
修士課程入学試験問題（春季）**

憲法

【注意】 問題ごとに答案用紙を分けること。それぞれの答案用紙の解答部分冒頭に、いずれの問題に対する解答であるかがわかるよう、適宜問題番号等を記載すること。

第1問

いわゆる「8月革命説」について、論じなさい。

第2問

宗教法人法に基づくオウム真理教に対する裁判所の解散命令は憲法 20 条 1 項に違反しないとした最高裁判所の決定（最決平成 8・1・30 民集 50 卷 1 号 199 頁）に関し、次の命題の当否を検討しなさい。

「この決定は、解散命令の制度は信者の宗教上の行為を禁止したり制限したりする法的効果を一切伴わないのであるから、信者の宗教上の行為に何らの支障も生じさせるものではないとした。」

また、その検討を踏まえ、当該宗教団体が、裁判所の解散命令の憲法 20 条 1 項違反を主張する際に、信者の信教の自由の侵害を援用しうるかについて説明しなさい。